

独自のものであり、こういったものについては他市にはないと、府中に似たようなものがあるというふうなことです。この問題についてはないと。また、他市の基金の額は八王子が四十八億円とか、ずうっとそれだけの基金を順次読み上げられましたけれども、二十六市の平均といたしましては二十一億円であつて、福生は二十二億円である、こういった答弁が返つてまいりました。

また運用基金問題も上級官庁と寄り寄り協議をして生まれた結論であつて、決してこの問題は、いわゆる目的基金の問題ですけれども、違法ではない。そしてまた条文構成の問題も、これは以下というふうな問題もあつたわけでありまして、これは法律の改正上、使用する法律上の接続詞としてという意味で御理解を願いたいというふうな、これはたしか総務部長の答弁でございしますが、返つてまいりました。あるいはまた条文構成も今回のケースではこの方法しかないとの答弁でございました。

また、開発公社に貸し付けようとする基金の額は、当面アサノポールを除く借入額に充当する五億二千万円を予定しており、この全額を現在の公社の借入利率と比較しますと、これは一年間で八百二十余万円の金利の差が生ずると、そういう

メリットがある。

また、開発基金との関係といたしましては、開発基金は運用基金であつて、二億円程度あるわけけれども、急に土地が入用なときなど、いわゆる何と申しますか、すぐに運用ができれば、そういう、この基金使用目的はあくまでスポット的なものである。

開発公社とはそういう意味で全然性格が異なり、かつまた開発基金での購入は補助金の対象にはならないといったデメリットがあるといったような答弁もございました。

また最後に、この都市施設整備基金は大変に貴重な基金で、なお一層その積み立てに鋭意努力をしてもらいたい。そしてできることであるならば、これはもちろんある議員の私見でございしますが、三十五億円程度積み立ててもらえると市の経営という点についても非常に望ましいというふうな要望と申しますか、意見もございました。

全員一致でこの議案第百八十五号は可決に至つたわけでございます。

よろしく御審査を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十二番(貫井喜代次君) 会議規則の第四十一條による委員長報告に対するこれから質疑を行います。

ただいま委員長から報告されました議案第八十五号福生市都市施設改正備基金各例の一部を改正する各例の審議内容について、いまだ少し詳細なこれが審議過程にあるは意見発言の内容等について説明をぜひお願い申し上げます。

と申し上げますことは、去る十一日の本会議に上程された際、一部改正の改正内容が、かつてない——先日申し上げましたけれども、いまだこういうことはないわけですから——初めのこのいうふうな改正方法というか、方式ということであり、解読しがたいのであり、これを取り扱う役人や職員がわかればよいというものではなく、一般住民、市民のわかりやすい条文とすべきで、戦後、このように改められてきた。しかし、法令でこのようにしなければならぬ、政令なり何なりでこのいうふうな改正をしなさいというふうなことであればやむを得ない。でないとするならば、現在まで行ってきた改正方法がただいまの委員長報告によればこの方法しかないと云うが、私はこの方法より私の案とした方がもっとわかりやすい案を二つ持っています。現在まで行ってきた改正方法がわかりやすく

よいというのではないかと。このような改正内容は時代に逆行する人ではないかということも申し上げております。また、この質問に対する理事君——執行部の説明も私は納得したということですが先日終わつてゐるものではございません。したがって、その当日、いずれにしても担当委員会に付託され、専門的に慎重審議されることになり、その結果の報告がされることでしょうか、そのとき内容、経過等の質問も可能でありますので、本日はこれほどとめておきますと、これははっきり申し上げてあります。まだ日浅く議員の皆様も御記憶のことと思いますが、議事録を見ても明らかであります。

本日の委員長報告に対する質問の通告的なことは十一日の本会議で申し上げてありますことは委員長報告は尊重すべきで異論を申し上げたくないためにも今日の質問といたしたわけです。

なお、本件については、さらに本会議で理解しがたいとの質問をしてあります。関係議員さんからもあるいはさらに質問もあろうかと思ひますが、先走つておことに恐縮でございますが、私は本議案に対する表決に当たっては、会議規則第四十二條による討論に付した後、表決を希望し、さらに審査内容について質問をいたし回答

をいただきます、次にその回答によつてさらに第二の質問をさせていただきます。

以上、第一回の質問といたします。

○総務委員長(石川慶一郎君)　ただいま御指摘があったわけでございますけれども、ただいま私が審査報告をいたしました模様は、実は十六日の委員会の模様を審査報告したわけでございますけれども、ニュアンスの違ひとか、そういうものがもし仮に、幾らかあったかもしれませんが、その模様を私なりにその実態を御報告したつもりでございます。田村委員等からいろいろ質問もあったわけでございますけれども、先ほど私が申し上げましたような経緯をもつてその審議が可決したといったようなわけでございます。

私としては、さような報告しかいふのところではないということでございます。

○二十二番(貫井喜代次君)　どうも余り、私が希望し発言しておいたことに対する内容にわたつての総務委員会における質疑がなかったようにも、いまの回答ではそのように思いますが、回答、そのことにありがとうございましたが、さらに質問させていただけます。

私は、今回のこの質問に対して、先ほど申し上げましたように、委員会報告、委員会

の決定は尊重すべきだということでありますので、この質問をするのに対して私なりに中島先生なり山本両先生のやうした解説の勉強も二三日かやつてまいつて、この質問としたわけですが、その中で参考的に、当初になるかと思ひますけれども、九月十六日のNHKのニュース、あるいは翌日の九月十七日の五大新聞、朝刊ですけれども、すべてに皆うんも耳で目で承知されていると存じますけれども、法務省と日本弁護士連合会の刑法問題意見交換会が九月十六日からずうっと開催されていた。九月十六日と書いてあるからその当初の日、その記事の見出しは刑法全面改正についてでありましてけれども、総論において刑事の期限、その他についてはなお協議していくとしておりますけれども、いかめしいこの刑法におきても法律をわかりやすくするということについては意見の一致を見たとき、こういうふうな報道されております。法律も冬例も、どなたが読んでみればわかりやすく改正に努められ現在に至つてゐるということも過日申し上げております。一部改正だからと、ことさらにわかりやすい冬文とすべきが市民、住民のために役所が努めるべきと思ひますが、これは私だけの意見ではなく、国も自治体もそのように努めてきているのが現状であります。このようなことに留意すべきことが住民の直接窓口である自治体の取るべき道と考へるが、どのような考へ方であるか審議であつたか

伺いたいわけでございます。

したがって、当然この問題は討論を行い、これでよろしい——条文、条例改正も従前の方法がよりよいんだと、よりよくわかるんだとしての原案どおりとしたとするならば、そのわかる理由があるわけですから、いままでやってきたのよりこの方がわかりいいんだという理由の内容をひとつ発表し、私は議事録に残しておきたいわけでございます。

さらに申し上げておきたいことは、これでよろしいと、今後の改正もこの方法、方式で行うとすれば、毎年のように行われる所得税法の一部改正に伴う百二十一条もある福生市賦課徴収条例の一部改正を初め、その他五十二条にも及び文化財保護条例、あるいは二十九条もある市営住宅条例等の一部改正を初め、規則についても条例にならうとの改正とせざるを得ないとなれば、百二十三条までの財務規則、七十一條に及び文書管理規則、その他の改正が今回のこの議案に対するわずか七条までの改正でも理解に苦しむ、理解に苦しむというのはこれは私だけかもしれませんが、ということをお考えあわせ、私はこの議案は会議規則第四十六條による再付託とすべきものかと思うので、これでよろしいとする理由があるわけですから、その理由について明確にひとつ御答弁をお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 暫時休憩願いたします。

午前十時二十六分 休憩

午前十一時五十一分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務委員長(石川慶二郎君) 先ほど中の各条文の件でございますけれども、十六日の総務委員会におきましてその模様がこのようにございますので、その各条文の件についてちよと朗読させていただきます。

先ほど、いろいろと御意見もあつたわけでございますけれども、この各条文について、この各例改正のこういう形式はいますでなかったわけであるけれども、こういったケースの場合、こういうようなパターンで改正をやるのかどうかと、こういう質問があつたわけでございますけれども、そういう質問に対して、私、先ほど審査報告で申し上げましたように、そういうケースの場合にはこういう方法だと、そういうふうな答弁があつたわけでございます。その各条文改正についての経緯をここで全部、一ページぐらいでございますけれども、読み上げさせていただきますけれども、こういう改正の各条文がこういうスタイルになったのは初めてであると。初めてというのは本会議でも答えたように、たまたまその改正

される第七条がこの条例の末条であるということからこのような形となった。従来、こういう条文改正があるときはこういう改正にならないのが通常なだけども、たまたま通常の条例の場合、末条はほとんど委任事項の規定であつて、ですからそれを改正することはなかつた。しかし、こういう形になった。どうしてこういう形になったかという、七条の内容を変える必要があつたということ。これは七条全文の改正がされる必要があつたということ。したがつて、それが当然、たとえば七条を次のように改めろということ、八条の新しい条文がつけ加えられたということ、それから、その場合に現在の直した時点、第八条の前の条文の中で新しい条文を挿入しなければならぬということがある。その場合には先に新しい条文が入るだけの余地を条例改正上残さなければならぬ。そこで、入る余地もないところへ新しいものをつけ加えるわけにはいかないで、したがつて、その場合は、わかりやすく言う、仮に七条が条文内容を改正する必要がなかつた場合は七条は八条として、以下三条までと、次の八条までの委任事項の改正条文が記載されておきますけれども、この次の行に六条、七条として書いてあると思ふ。

これに単に第七条を第八条とし、以下三条まで云々という規定で済んだわけであ

あるが、たまたま本条である第七条の条文内容を改める必要があるのでこれをここに挿入したということである。同じ条例で二度改正することはないわけである。したがつて、二つの目的——七条を八条に直し、かつ八条の条文内容を改正する必要があつたということが一点でござります。

それから、たまたま本条であつたということ、それから、もう一点は先ほど言ったように八条の前にどこかの部分に新しい条文を挿入しなければならないという二つの必要があつたわけである。この場合にはあらかじめここに挿入されるべき余地をそのまゝ条例の中に持たせる必要がある。したがつて、こういう改正内容になったわけである。

そこで、このように挙げられた形——第三条が新しく追加されたということ、あるけれども、したがつて、こういうスタイルはいますでなかつた。従来は、こういうものがあつても送られるべき最後の条文の中に改正がなつたので、従来もこれがなかつた場合には第七条を八条として、以下順次三条まで繰り下ろすという規定で済んでいた。それが従来の手法であるが、今回たまたま七条そのものが八条となりながら、かつての内容が改正されるという必要があつたので、こういう形になったわけである。

こういう説明がございまして、内容はいいが、今後もうこういうパターンでいくのかということに關しましては、いま言つたような必要があれば同じスタイルになるであらうと、こういうことであつたわけでありますけれども、いづれにいたしましても、総務委員会としては過日の十一日にこの面についてのいろいろの発言もございしたので、そういうふうなことをいろいろ考へ慮して、そのほかにもいろいろありますけれども、しかし、いづれにしても、そういうことでこの問題については全員一致で可決したというふうな模様でございします。

○二十二番(貫井喜代次君) ありがとうございます。ありがとうございました。

いろいろと審議の内容をお聞かせいただきましたが、その中で、まことに申しわけないのですが、少し改めてもらわなければならないような点がございしますけれども、その一つとして、七条のこともありますけれども、七条の内容を全文改正だから、こういうふうなことにしよう、ということがありましたけれども、七条、これは何も全文改正しなくてもいいのです。七条のうち、以下これ、これのものを別に定めるということに入れば、各条の改正について全文改正する必要はないわけです。別にを入れただけで全文を改正する必要は毛頭ないと思ふのです。前段だけ残して、

後段のものを、ここにいう「この各条例の施行について必要な事項は市長が定める」というふうなことを、別にを入れただけなんです。全文を改正する必要は毛頭ないわけです。七条中「市長が定める」と「市長が別に定める」、これだけでいいんです。明瞭にこれは改正の意味が通じるわけです。

それから、新しい条文を入れる、あるいは新しい条文を入れられないと、あるいはまた二度改正になるということが、どうもこれに對して私は理解に苦しむわけです。私が先ほど、もっと簡単な、明瞭な、だれが読んでもわかりやすいというのを二通り持つていこうとさう言いました。

一点は、先般申し上げましたけれども、これはいままでの方法のように第二條の次の一條を加え、これは運用ですね。第三條を四條とし、以下六條まで順次一條ずつ繰り下げると、それで第三條をそこに入れると、七條を次のように改めると、七條を次のように改めると、この場合は先ほど申し上げたようにそれでもいいと。

それで八條を委任すればいいと、こういうふうなことを申し上げましたけれども、それよりもっとどなたが見てもわかりやすいというものは、なぜ、この三條を新たにここにやらなくちゃならないのか。これは法律にも何にもないわけですから、ここに三條を

新たにしないで、第二條の二を入れればもうこれは何にもござんたがなくて済んでしまふんです。二條の二に入れちゃいけないということはないんです。たとえ運用であらうとも内容が何であらうと。そうすればもう七條を次のように改めると、何にもないわけです。だれが見ても一目瞭然、理解できる方法なんです。

二通りあるというのは、いま言ったとおり何も新たに三條をしなくても二條の二という枝番であればこういうややこしいことはしなくてもすぐわかるわけです。それと、ちよといふ腑に落ちないことは、今後必要があればこのパターンで行くというところが私にはちよといふかかわるわけですが、そうすると、これから先もそういううなわかりづらい、これは私だけかもしれないよ、わかりづらい改正方法でやること、が起りますよということだと思ひます。これ、私は了承でき得ない。私がこんな條例の内容まで、こういう方法があるんじゃないかと、こういうことならわかりやすいんだということを言わなくてももう専門的の事務局もいるわけですからよけいなことかと思ひますけれども、問題がこういうふうになつた以上、私はいま申し上げたようなことの安否も先ほど持つてゐるということを上げましたので、いま披露したわけですが、これにもまた研究すればいろいろの字句もあるうかと思ひい

ますけれども、要は、いま最後に委員長が申されたことの、今後必要があればこのパターンで行くということに對しては私は納得しがたい。

そこで、意見として私は申し上げておきますけれども、こういうふうなことの改正のややこしさを今後こういうふうな問題になつてゐるこの議定みたいは方法でやらないうに議定に提案される場合にも執行部におうは十分慎重にこれを検討してもらふと同時に、先ほど申上げたように、私は、場合によつてはやりやすよと、にもかかわらず、私は、総務委員会としての審議の内容が余りにも私は私の発言そのものを考えないと言ふと語弊がありますけれども、そういうふうな方法で采ちやつたんじゃないかと、こんなふうに思ひますので、これは総務委員会にかかわらずわれわれの委員会に付託された問題に對しては、そういう本会議で指摘なり意見なりあつたものには十分審議を重ねていくべきが議會サイドじゃないかと、こういうふうに私は思ふので、ひとつ、そういうふうな点を今後考慮して前進していただきたいことを申し上げておきます。

○議長(末次性男君) 先刻から本件に關しまして、理事者側から発言の申し入れがございしますので、これを許可します。

○助役(古谷徳男君) 貴重なお時間お許しをいただきます。ただいま議題となっております。議案第百八十五号の福生市 邵市施設整備基金条例の一部を改正する条例につきまして、いろいろ総務委員会の審査が終了しまして審査報告がなされたわけでございますけれども、あえてお許しをいただきます。理事者側といたしましてこのような議会に御迷惑をおかけしたことに ついて、今後、条例改正、こういったものの御指摘があったようにござりますけれども、わかりやすい条例改正、こういったように心がけていきたいと思っておりますので、こういう点、不当に本議案については御指摘があったようにござりますけれども、そういう点を今後十分注意いたしまして、これからは十分内容をよく検討いたしまして条例を提出したい、このように思っておりますので、一言発言をさせていだきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○二十番(貫井喜代次君) いま理事者側からの話が出ましたが、わかりやすい条例例としたいと、今後注意し内容も検討していくということで、私は了とするものですが、ここで意見を、先ほども申し上げましたけれども、このようないき方ではないことをひとつ意見として、もっとわかりやすい方法で条例改正なり条例の設定なりを

してもらいたいことを、意見として申し上げておきます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百八十五号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八十五号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) これより暫時休憩いたします。

午後零時七分 休憩

午後一時五十七分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第百八十六号福生市児童育成手当条例の一部を改正する

第三定
(第三日目)
陳情書の
下し願ひ
議八十四
議八十五
議八十六
陳三
陳四
陳五
陳六
陳七

各事例を議題といたします。

本会木については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名でございますので、議案第八十六号福生市児童育成手当各事例の一部を改正する各事例に對して御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます、補足して御説明申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より大要次のような説明を受けました。

本各事例の改正は都各事例が改正されたことによるものであり、五千五百円を六千円にアップする分は、片親等の方々の児童手当であり、七千五百円を八千円にアップする分は、重度障害の二十歳までの方々、また、六千五百円を七千円に改正する分は、所得割りが非課税の外国人の児童手当であり、対象人員はそれぞれ四百四十人、五十五人、六人であり、十月一日より施行したい等々であります。

した。

説明後、直ちに質疑に移りましたが、御異議なきようなのでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決賜りますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第八十六号は、

委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一

○議長(末次性男君) 日程第五議案第八十七号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本議案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 高水惣八君登壇)

○建設委員長(高水惣八君) ただいま御指名でございますので、審査報告をいたします。

議案第八十七号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例について御報告申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。審査報告書の朗読は省略させていただきます。内容について大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず課長より説明を受けたものであります。その大要は次のとおりであります。

まず。

今回の改正は設置の趣旨を明確にしたいというものでございまして、第一条の目的にそのことを整理させていたいただきました。今回、児童福祉法に基づき児童厚生施設として設置することを明記した次第でございます。これによりまして児童に健全な遊び場を与えることにより、健全な育成と豊かな情操を育めるものでございます。本条例の施行は、公布の日から施行しようとするものでございます。

委員より、本会議でも質疑があったが、他の市は、これはどの所管となっているか、その説明を願いたい。それから、児童公園と児童遊園の違いについて、確認のためにわかりやすく説明を願いたい。

課長より、他市の状況ではございますが、申しわけございませんが、まだ、いわゆる議会関係の委員会とか所管については調べておりませんが、委員会の終了までには調べたいと思う。

それから、児童遊園と児童公園の違いですけれども、いわゆる都市公園というものは幾つか種類があり、大きく分けてその基幹公園と特殊公園、大規模